

○草津市総合計画審議会設置条例

昭和 44 年 4 月 1 日

条例第 2 号

改正 平成 10 年 4 月 1 日条例第 2 号

平成 25 年 3 月 29 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、草津市総合計画の策定に関し広く市民の意見を聴き、市長の諮問機関として草津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(定数)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 草津市建設計画審議会設置条例（昭和 42 年草津市条例第 7 号）は、廃止する。

付 則（平成 10 年 4 月 1 日条例第 2 号）

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の草津市総合開発計画審議会設置条例の規定に基づき委員を委嘱されている者については、改正後の草津市総合計画審議会設置条例の規定に基づき委嘱されたものとみなす。

付 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 4 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。